

H27 環環企第 782 号

平成 27 年 11 月 6 日

仙台市環境審議会

会 長 西 村 修 様

仙台市長 奥山 恵美子



仙台市環境基本計画の改定について（諮問第 9 号）

仙台市環境基本条例（平成 8 年仙台市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく「仙台市環境基本計画」の改定にあたり、条例第 8 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、仙台市環境審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、仙台市環境基本条例に基づく環境基本計画として平成9年3月に「杜の都環境プラン」を策定し、これまで市民の皆様とともに環境の保全及び創造に関する様々な取り組みを展開してまいりました。

平成23年3月には計画期間満了に伴う改定を行い、21世紀中葉を展望した環境都市像として『「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台』を掲げたところでしたが、新たな計画期間が始まる直前に、東日本大震災が発生いたしました。

未曾有の大津波により、太平洋に面する「東部田園地域」、「海浜地域」の美しい景観や環境が一変したほか、丘陵地区等においても地すべりや擁壁崩壊などの深刻な被害が生じ、先人から受け継いできた「杜の都」の環境資源が大きな影響を受けました。

この間、計画に基づく各般の施策に加え、非常時におけるエネルギー確保など震災の経験を踏まえた取り組みも併せ推進してまいりましたが、今般実施した中間評価においては、多くの市民から肯定的なご意見を頂戴できたところであり、本市の環境は概ね良好に保たれていると考えられます。

一方、計画に定めた定量目標については、東日本大震災の影響により、一部の項目で進捗が遅れ、更なる対策が必要な状況となっています。

なかでも、低炭素都市づくりにおいては、火力発電の増加に伴う二酸化炭素排出係数の上昇により、温室効果ガス総排出量が増加し、また、資源循環都市づくりにおいては、震災後の人口の増加や復旧・復興事業を背景とした経済活動の活発化により、ごみ総量の増加やリサイクル率の低下が生じています。

将来にわたって持続可能な環境都市を目指す本市にとって、これらは引き続き、責任を持って取り組むべき課題であり、本計画の部門計画である「仙台市地球温暖化対策推進計画」並びに「仙台市一般廃棄物処理基本計画」において、改定に向けた検討作業を先行して進めているところです。

本市が目指す環境都市像は、今日的な環境課題を適切に反映したものであり、引き続き、その実現に向け、社会情勢の変化を踏まえた定量目標の再設定を行い、積極的な取り組みを展開していく必要があります。

このような背景や課題認識のもと、「杜の都環境プラン」の改定を行いたく、貴審議会でのご審議をお願いするものです。